

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

善通寺市長 辻村 修

市町村名 (市町村コード)	善通寺市 (372048)	
地域名 (地域内農業集落名)	麻野地区 (大麻町、櫛梨町、生野町、生野本町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年4月7日 (第2回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は従来からの米・麦を中心にたまねぎ、にんにくの栽培に代わり、近年は青ネギ、スイートコーン、ブロッコリーなどの栽培が盛んになってきている。世帯で農作業を中心に行う者の年齢については、65歳以上の割合が6割強を占めており、高齢化の進展と遊休農地の更なる増加が懸念される。そこで、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、後継者、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

また、山際ではイノシシ等の鳥獣被害が拡大しており、過去に設置した防護柵の適正管理も含め被害防止対策を進めていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の主要作物である米、麦、たまねぎ、にんにく、青ネギ、スイートコーン、ブロッコリーについて、環境に配慮した栽培の取組みを段階的に進め、農地の集積・集約化、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を検討する。また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	247 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	247 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
- ・保全、管理等のエリアについては、協議の中で必要な場合は設定する。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の集積・集約化を目指し、公益財団法人 香川県農地機構を通じ担い手への集積・集約を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
公益財団法人 香川県農地機構を活用して、中心経営体や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域の意向、法人等担い手の意向を踏まえ、必要に応じて検討していく。 荒廃農地は補助事業を活用してほ場整などを行い、集積できるようにする。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
善通寺市及び香川県中讃農業改良普及センター、香川県農業協同組合と連携し、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、相談から定着まで切れ目なく支援していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の担い手や地域内で作業受託を行う事業体へ農作業の一部を委託することで、農作業の効率化を図り、農業経営の維持をめざす。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--